

# 支部ニュース

2020 年 6 月 No.559

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

## ●都知事選挙に向けて

※都民のいのちと健康、暮らし、社会を守る東京都知事選挙

―市民と野党の共闘の統一候補者に宇都宮健児さんを擁立の方向・・・・・・・・黒岩哲彦 1

※東京都知事選挙の投票日を7月26日に延期すること等を求める声明・・・・・・・・2

## ●コロナ問題

※コロナ問題―3密で取り組もう♪・・・・・・・・中川勝之 4

※「ネットカフェ難民に相談会を〜東京都に申入れ」・・・・・・・・林 治 4

※コロナ禍と岡村発言・・・・・・・・倉重 都 6

※新型コロナウイルス関連助成金簡易まとめ・・・・・・・・高橋 寛 7

●#検察庁法改正案に抗議します 関連する出来事を時系列で見る・・・・・・・・井上幸夫 9

●2020年5月20日 幹事会 田村智子 日本共産党参議院議員報告・・・・・・・・11

## ●「9・1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典の開催」問題

※「集会の自由を守ろう」「行政の公正・中立とは？」・・・・・・・・宮川泰彦 13

※9・1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典の開催につき不当な誓約書の

提出を条件とすることを撤回し、占有許可を求める声明・・・・・・・・14

●教科書展示会に行きましょう〜特に中学校・・・・・・・・白根心平 15

●憲法かるた発売のお知らせ・・・・・・・・片木翔一郎 16

●5月幹事会議事録・・・・・・・・17

# 都知事選挙に向けて

## 都民のいのちと健康、くらし、社会を守る東京都知事選挙

—市民と野党の共闘の統一候補者に宇都宮健児さんを擁立の方向—

支部長 黒岩 哲彦

都民のいのち、くらしの最大の危機の中で都知事選挙がたたかわれます。

私たちは2019年9月8日の「都政を考える夕べ」で「市民と野党の共闘で都政の転換を呼びかけ人会議」を結成して以来、粘り強く「市民と野党の共闘」の実現をめざす活動をしてきました。野党間でも党首も含めて粘り強い協議が行われてきました。いよいよ統一候補に宇都宮健児さんを擁立することができる可能性が大きくなりました。臨戦態勢を早急に確立しましょう。

### 1 コロナ被害を拡大した小池都政

小池知事は、2020年東京オリンピック開催を最優先し、感染対策の初動を誤り、3月以降の爆発的感染のひろがりを見せました。小池知事が爆発的感染に言及したのはオリンピックの開催がIOC会長と安倍首相の間で延期とされた翌日からです。厚生労働省から「蔓延しているおそれが高い」という報告書を受けていたのに伏せていました。3月30日の記者会見で「これまで東京都として、東京都ができることを、なすべきことをしっかり積み重ねてまいりました」と言いましたが、PCR検査や発熱外来の抜本的な強化、本格的予算の提案などの対策はとられませんでした。また、国の緊急事態宣言後の業者などへの損失補償や営業補償を拒み、「協力金」に止めています。

5月27日の第2定例都議会の所信表明で、小池知事は「コロナ対策は自助、共助、公助の証である」とのべ、「このウイルスの拡大の防ぐ手立ては、私たち自身の強い意志と行動のみ」などとして、PCR検査数の遅れや都立・公立病院の独法化には全く触れていません。

小池知事は東京を「稼げる都市にする」ことを表明し東京の一極集中を加速させていますが、コロナ恐慌が直撃して、「不要不急」の愚策であり破綻はあきらかです。

### 2 宇都宮健児さんの立候補表明（5月27日）

宇都宮さんが5月27日に立候補を表明されました。なお、この時まで、宇都宮さんと「呼びかけ人会議」や「革新都政をつくる会」あるいは野党各党との協議は行われていません。

宇都宮さんは記者会見で、「緊急3課題」として①医療体制充実と補償の徹底、②都立・公立病院の独法化中止、③カジノ誘致計画の中止を掲げ、「重視する課題」として▽子どもの貧困打開、▽都立大授業料の半額化・無償化、▽住まいの貧困・働く者の貧困克服、▽外環道・特定整備路線見直し、▽羽田新ルート反対、▽温暖化対策の抜本的強化に取り組むとしています。また、延期された五輪については、専門家の判断として開催が難しいということであればIOCは早い段階で中止を決断すべきだと述べました。この基本政策は、私たちが訴えてきた政策と共有します。

野党各党の反応ですが、日本共産党の志位委員長は、①出馬表明歓迎。宇都宮さんとたたかい方を話しあう。②野党共闘づくりに努力するとの立場を明らかにしました。私が面談をした立憲民主党の衆議院議員（政策秘書）は「野党共闘の立場は一貫している。宇都宮さんで党内調整の努力を

している。」と話しました。6月3日「呼びかけ人会議」会合（100人）への野党参加状況で野党共闘の絵柄が分かります。

### 3 早急に臨戦態勢をつくる。

自由法曹団が参加をしている革新都政をつくる会と宇都宮さんで早急にたたかい方の協議を開始します。確認団体は過去2回の選挙母体である「希望のまち東京」になる見込みです。

これまでの2回の選挙は「希望のまち東京をつくる弁護士の会」を結成して、幅広い法律家が参加をしました。自由法曹団本部と革新都政をつくる会との協議、法律家団体との協議を早急に行いたいと思います。

地域の運動の再起動を早急にすすめましょう。例えば足立区では市民連合と革新都政をつくる足立の会の共同の運動の再起動をしました。

### 4 弾圧対策

自由法曹団東京支部と日本国民救援会東京都本部で対策本部をつくりました。

（2020年5月30日記）

## 東京都知事選挙の投票日を7月26日 に延期すること等を求める声明

自由法曹団東京支部は、自由法曹団（1921年創立、憲法と人権、平和の民主主義の問題にたずさわる弁護士が約2000名以上加入し、全都道府県で活動している団体）の東京支部として、都内の約460名の弁護士が結集している団体で基本的人権の擁護、平和・民主主義の発展を目指し、諸活動に取り組んでいます。

本年7月に予定されています東京都知事選挙の投票日等について、東京都民の選挙権と政治活動を保障するために公職選挙法の範囲で変更すべきだと考えます。

### 趣 旨

東京都選挙管理委員会は2019年11月の委員会で「2020年6月18日告示、7月5日投開票」を決定しました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の事態の中で、東京都民の選挙権と政治活動を保障するために公職選挙法の範囲で選挙日（投開票日）と告示（選挙期間）について、変更を検討すべきです。

#### 1 選挙日（投開票日）

任期満了直前の日曜日である「7月26日投開票」に変更をすべきです。

#### 2 告示（選挙期間）

20日前や30日前に告示をして選挙期間を長く設けることを検討すべきです。

### 理 由

## 第1 公職選挙法の定め

### 1 選挙日（投開票日）について

公職選挙法33条1項は地方自治体の長の任期満了による選挙は、「その任期が終る日の前三十日以内に行う。」と定めています。現都知事の任期は2020年7月30日ですので、選挙日を「7月26日(日曜日)」に変更することは可能です。

### 2 告示（選挙期間）について

公職選挙法33条5項1号は「都道府県知事選挙にあつては、少なくとも十七日前に」告示とされています。知事選挙の選挙期間は通常17日とされていますが、公職選挙法では「少なくとも17日前の告示」すなわち、20日前や30日前に告示をして選挙期間を長く設けることは可能です。これにより期日前投票の期間を通常より長くすることで、投票所の混雑を分散させて「3密」を防ぐことに寄与すると思われます。

## 第2 東京都選挙管理委員会が決定をした2019年11月から事情が大きく変更した

### 1 新型コロナウイルス感染拡大という重大な事情変更

2019年11月の時点では新型コロナウイルス感染拡大を予想できませんでした。

### 2 東京オリンピック・パラリンピックの延期という重大な事情変更

選挙日（投開票）は「任期満了直前の日曜日」に設定されるのが通常です。東京都選挙管理委員会は、東京オリンピック・パラリンピック開催のために「6月18日告示、7月5日投開票」と決定しました。

しかし、東京オリンピック・パラリンピック開催の事情がなくなりましたので、通常である「任期満了直前の日曜日」である「7月26日投開票」に変更をすべきです。

## 第3 東京都民の住民自治と政治活動の自由を実質的に保障するため

### 1 この間の選挙の教訓

衆議院静岡4区補選、目黒区長選挙、福生市長選挙が取り組まれました。選挙運動は演説会や決起集会が行われず、屋外の選挙運動も自粛傾向でした。投票率は衆議院静岡4区補選が34.10%で過去最低、目黒区長選挙は33.33%、福生市長選挙は31.29%といずれも低投票率でした

### 2 東京都内では市民的自由が制限されている

東京都は現在自粛要請中であり、東京都内では集会などの市民的自由・政治活動の自由が実質的に制限をされています。

### 3 東京都民の住民自治を守る

日本国憲法92条の「地方自治の本旨」には住民自治があり、地方自治は住民の意思に基づいて行われなければなりません。都知事選挙は、住民自治の柱となる制度です。

## 第4 選挙は民主主義の根幹

安倍首相は4月7日の参議院運営委員会で「選挙は民主主義の根幹をなすものであり、不要不急の外出に当たらない」と述べています。

今回の都知事選挙においては、新型コロナウイルス感染防止のための医療体制（都立病院の独立行政法人化の是非を含む）、経済対策、1年後に延期された東京オリンピック・パラリン

ピックの問題等、都政における重要な問題が問われることとなります。

民主主義の根幹をなす選挙を実現し、東京都民が安心をして東京都政について議論をして都政の参加をする一歩として、東京都知事選挙の選挙日（投開票日）と告示（選挙期間）について以上の意見を表明します。

2020年5月12日

自由法曹団東京支部

支部長 黒岩哲彦

## コロナ問題

### コロナ問題－3密で取り組もう♪

事務局長 中川 勝之

緊急事態宣言解除後の今、遅れていた補償を速やかにかつ十分行わせる必要があります。実際、少し前の要求が政策として実現しつつあるものもあります。同時にコロナ問題から従前からの保健所、病院等の問題が顕在化しました。医療機関支援も喫緊の課題です。都政転換のチャンスとして都知事選もあります。所員、依頼者、その他個人・諸団体の三者、それぞれに対して「報告・連絡・相談」（連携）をより一層密にすることは、それぞれやるべき「3密」で、この3密でコロナ問題に取り組みましょう。

### 「ネットカフェ難民に相談会を～東京都に申入れ」

代々木総合法律事務所 林 治

#### 1 新型コロナウイルスによるネットカフェへの休業要請

2020年4月10日、東京都は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、ネットカフェに休業要請の対象とすることを発表した。

これにより、多くのネットカフェが休業することになった。都内のネットカフェで寝泊まりする者は約4000人とされている（2018年1月26日発表「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」の結果）。

東京都ではネットカフェで寝泊まりする者が路上生活にならないように「TOKYOチャレンジネット」の制度を使ってビジネスホテルに宿泊できるように手配した。このことは評価できるものであった（しかし、わずか当初は500室しか確保しなかったことは問題）。



## 2 TOKYOチャレンジネットの仕組みとのミスマッチ

TOKYOチャレンジネットは、一時的に（原則3ヶ月間）住まい格安で提供し、その間に就労によって住居確保のための費用を貯蓄し（もしくは貸し付けを受け）新たな住まいを確保する制度である。

ビジネスホテルに宿泊している者の中には精神疾患等で直ちに就労できない者も多数含まれていることが支援団体などから指摘を受けていた。

## 3 もやいからの相談

2020年4月30日、自立生活サポートセンター・もやいの代表理事の大西連さんから「ビジネスホテルに入っている人の中には今後の生活相談をしないとイケない人が多いんだけど、もやいが支援して入った人も携帯電話がなかったりして、連絡が取れなくて中の様子が分からないんだよね」「でも、うちみたいな団体が都に相談会を持ちかけても絶対認めないと思うんですよ」「法律家団体の自由法曹団とかが申し入れたら、債務整理とかDVとかの法律問題は必要だってことで、都も相談会の開催を認めてくれるんじゃないかと思ってるんだけど、そういう申入れってできます？」と電話で尋ねられた。

「都が認めるかどうかわからないけどやってみる」と安請け合いして電話を切った後、すぐに東京支部の奥住さんに連絡し、中川勝之事務局長とメールで要請文の内容を検討した。

ソッコーで要請文を作成している間に、東京支部で共産党の池川友一都議に連絡をしてもらい東京都の担当者に接触が取れるように手配をしてもらった。

## 4 要請書の手渡し

翌日の5月1日、17時から時間を確保してもらい、池川都議、中川事務局長、私の3人で畑中和夫福祉保健局地域福祉課長に対し要請書を手渡した。

畑中課長の話しぶりから、東京都は、どのような人がホテルに入っていて、どういった困りごとを抱えているのかは具体的には把握していない様子が分かった。相談会に関しては「ホテルは非公開であり、ホテル内やその周辺での相談会の開催は難しい」ということだったが「相談会を知らせるチラシの配布程度なら、検討できる」ということであつた。

この反応から相談会のチラシの配布なら可能という感触を得たので、要請後すぐに支援団体などで組織している新型コロナ災害緊急アクションの瀬戸大作事務局長に連絡し、「相談会のチラシ配布を都が行ってくれる可能性があるから、緊急アクションで各地の相談会のチラシを作成できないか」と伝えた。

しかし、その後電話で畑中課長から「自由法曹団やその他の団体は法テラスや弁護士会のような公的な団体ではないのでそういう団体の相談会を都が配布するのはできない」と告げられた。

## 5 5月8日の再度の要請

そのような返事をすでにもらっていたが、5月8日14時に新型コロナ災害緊急アクションの構成団体のメンバーとともに東京都に相談会のチラシ配布を求めることなどの要請を企画した。短期間の準備だったが緊急アクションの構成団体の生活困窮者支援組織のメンバーなど多くが参加した。私と中川事務局長も参加した。

しかし、東京都は都の方針が十分にホテル宿泊者に伝わっていない不手際は認めながらも、チラシ配布は拒否した。この点は、参加者一同怒りを持って抗議したが、結論は覆らなかった。

もっとも、その後の池川都議の話では、都も対応を検討せざるを得なくなり、都独自でホテルで相談会的な事を行っているとのことであり、都への要請行動は全く無駄なものではなかったのである。

今後も新型コロナウイルス感染に伴って、経済的に困窮する者が出て来ることは予想されるので、こうした活動に自由法曹団としても積極的にいかかわっていくべきと思う。

## コロナ禍と岡村発言

事務局次長 倉重 都

お笑いコンビ「ナインティナイン」の岡村隆史のニッポン放送「オールナイトニッポン」での発言が物議を醸しました。「コロナが収束したら面白いことあるんです。苦しい状態がずっと続きますから、かわいい人、美人さんがお嬢（性風俗の）やります。何故かと言うと、短時間でお金を稼がないと苦しいですから。かわいい子がそういうところで働きます。」という発言です。岡村氏は、コロナで生活が苦しくなり性風俗で働かざるを得なくなる女性がたくさん出ることを「面白いこと」と表現しました。

これは、例えるなら、「うへへへ。コロナで仕事にあぶれて生活が苦しくなった弁護士や学者や高学歴者が、ボロボロになりながら最賃以下でもいいから蟹工船に乗せてくれと泣きながら懇願してくる時が必ず来るから、それを目標に楽しみに待ちましょう。早く、ボロボロな生活困窮者がたくさん出てこないかなあ。あー楽しみだ。ヨダレが出ちゃう。」と言っているのと同じです（けっして性風俗＝蟹工船という趣旨ではない）。コロナで他人がボロボロになることを望み、その結果、自分（蟹工船の経営者や蟹缶詰愛好者）が、うまみを吸い上げることをヨダレ出しながら待っているのです。

当然ながら、岡村発言は、様々な人やメディアに批判的に取り上げられました。

他方、性風俗当事者は、この岡村発言に対する人権派や知識人の批判を冷静に見ていました。彼女たち曰く、「そんな批判するんだったら、私達の客になって1円でも多く私達にお金を落としてちょうだいよ。岡村さんは、なんだかんだいって私達にお金を与えてくれるし、生活を守ってくれる。きれいごと言わずに、さっさと客として金落としやがれ。」「人権派といわれる人達は、現実的に私達の暮らしは全く支えてくれない。理想論書いたプラカード掲げたところで、腹は満たされない。私たちの生活を支えてくれている人達は、岡村みたいな風俗常連さんだ。ごちゃごちゃ言う前に実際に店に足を運んで金落とせ、話はそれからだ。」というごもつともな意見もあったようです。あるいは、いつものように「仕事として風俗を選ぶのも自己責任。嫌なら風俗なんてしなきゃいいだけ。」という意見もありました。

（以下は、職業に貴賤がないのが前提です。）

女性が貧困になることは、日本の社会の仕組みの当然の結果です。なるべくしてなっているのです。もっと過激的に言えば、女性が貧困に陥ることを日本社会は望み誘導しています。女性は、男性と結婚して経済的に養ってもらい、金銭を得るような仕事はあまりせずに、主に家事育児をして、男性のサブとして人生を終える、という生き方のモデルケースが日本社会全体で暗黙に奨励されているのです。女性は、学校の入学試験でも女性というだけで大幅に減点され、就職活動でも差別を受け、やっと入った会社でも、同期男性がどんどん出世していき気付いたらいつのまにか給料に倍近くの差が出ている。他方、男性には配偶者手当やら扶養手当やらなんちゃら手当などがザクザク支給され、女性には支給されません。女性が、モデルケースから外れた人生を選ぶことを、日本の社会はよってたかって、あの手この手で必死に阻止し、女性が機会と金銭に窮するように社会が整備・設計されているのです。

そんな中で、ごく限られた恵まれた環境にあった一握りの女性だけが、モデルケースを外れても何とか男性と同程度にお金を稼げる可能性が出てくるにすぎません（たとえば弁護士とか医者とかイケイケな起業家とか）。モデルケースを選ばなかったり、モデルケースを途中で辞めてしまったら、家賃を払って生活していくのはぎりぎりです（シングルマザーなら子育ても）。そんな背景の中で、いざ仕事の選択

の際、目の前で、最賃レベルの仕事と、時給2000円くれる性風俗を比べ、性風俗を選択してしまうのは、彼女たちの責任ではありません。この社会の構造の責任です。

残念ながら、コロナ後の性風俗は岡村発言のとおりになると思います。それが、この社会の構造であり、そのように整備・設計された結果なのです。「蟹工船」に乗らなければ食べていけない構造なのです。

では私達弁護士としてはどうすればいいのでしょうか。焼石に水みたいなことしかできないという絶望感しかないですが、でも今ご飯食べられない人は待ってられないので、悪しき社会構造を根底から変えるというきれいごとな理想論を横目にチラチラ見ながら、結局、目の前の生活困窮者のケアという「対症療法」の積み重ねを、清濁併せて行っていくしかないのかもしれないと思うととても切なく思います。

コロナを背景にした岡村発言は、もともとあった社会構造をクローズアップさせたにすぎず、これを機会に、なぜ女性がそういう場におかれているのかを一人でも多くの方に考えていただければ幸いです。

## 新型コロナウイルス関連助成金簡易まとめ

事務局次長 高橋 寛

- ①持続化給付金：中小企業は200万円、個人事業主は100万円
- ②雇用調整助成金：日額8330円を上限（第2次補正予算により1万5000円に増額予定）に支給
- ③東京都感染拡大防止協力金
- ④小学校休業等対応助成金

### ①持続化給付金

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

- ・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円。

要件は

A 新型コロナウイルスの影響等により、前年の同じ月と比べて売上が50%以下になった月が2020年1月から12月のいずれかに1つでもあること

又は

B 新型コロナウイルスの影響等により、前年の1か月の売上平均額と比べて売上が50%以下になった月が2020年1月から12月のいずれかに1つでもあること

青色申告の資料を提出する場合はAの要件により判断し、青色申告の資料を提出しない場合（もともと白色申告だった場合でも、青色申告事業者が持続化給付金の申請にあたって任意に青色申告の資料を提出しない場合も含む）はBの要件により判断する

⇒青色申告をしている事業者は、Aの要件かBの要件かを選択できますが（提出書類に違いがあるので注意してください）、Bの要件（売上の比較対象を前年の1か月の売上平均額）を選択できるのは個人事業主のみです（法人は青色申告が強制のため）。

支給額は

前年1年の売上－（【前年に比して売上が半減以上になった月の売上】×12）



例：2019 年 4 月の売上が 200 万円だったのが、今年は 90 万円になってしまった。昨年 1 年の総売上は、1800 万円だった。

→ $1800 \text{ 万円} - (90 \text{ 万円} \times 12) = 720 \text{ 万円}$

⇒上限額である 200 万円を受給可能（中小企業の場合）。

## ②雇用調整助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近 1 か月間の売上高または生産量などが前年同月比 5%以上減少している
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

のすべての要件を満たす事業者に対し、休業手当を支払った従業員 1 人あたり日額 8330 円を上限（第 2 次補正予算により 1 万 5000 円に増額予定）に、助成金を支給。

業種により助成率が異なるため、詳しくは厚労省のホームページをご参照ください。

また、第 2 次補正予算により、勤務先から休業手当を受けられない中小企業の従業員には月額 33 万円を上限に新たな支援金を給付する制度の創設が予定されています。

## ③東京都感染拡大防止協力金

<https://www.tokyo-kyugyo.com/>

受付期間は 6 月 15 日（月曜日）まで

- A 東京都に事業所を有する中小企業等で
- B 休止・営業時間短縮などの対象になった業種であり
- C 少なくとも 2020 年 4 月 16 日から 2020 年 5 月 6 日までの全ての期間において、東京都の要請に応じ、休業等を行ったこと

（東京都暴力団排除条例の対象となる暴力団や暴力団関係者に該当しないという消極要件あり）を要件に、50 万円（2 事業所以上で休業等に取り組む事業者は 100 万円）を支給。

第 1 弾は 4 月 16 日から 5 月 6 日の休業を対象に、6 月 15 日（月曜日）まで受付。

第 2 弾は 5 月 7 日から 5 月 25 日の休業を対象に、6 月 17 日（水曜日）から受付開始予定。

第 2 弾の受付期間に第 1 弾の分の協力金を申請することはできないので、御注意ください。

## ④小学校休業等対応助成金

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628538.pdf>

- A 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども又は

B 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども  
の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対して、労基法上の年次有給休暇とは別に有給休暇（半日休暇や時間単位休暇でも良い）を取得させた事業主（年次有給休暇をとった場合の賃金と同じ額を支払ったことが必要）

に対して、日額 8330 円を上限（第 2 次補正予算により 1 万 5000 円に増額予定）に助成金を支給。同様のフリーランス等に対する制度として「小学校休業等対応支援金」があります。

# #検察庁法改正案に抗議します 関連する出来事を時系列で見る

東京法律事務所 井上幸夫

弁護士井上幸夫です。

検察庁法改正案に関連する出来事を時系列で見ました。

## 【検察庁法改正案の根本問題】

検察庁法改正案の規定のうち、内閣が検事総長や検事長の定年任期延長を決定できるとする規定は、「(検察の) 民主的統制と検察の独立性・政治的中立性確保のバランスを大きく変動させかねないものであり、検察権行使に政治的な影響が及ぶことが強く懸念され」ること（元・東京地検特捜部検事有志 38 名の 5 月 18 日付意見書）。

## 【法務省と検察庁の幹部の地位】

法務省の事務方トップである法務事務次官ら幹部には検察官になる。検事総長や検事長（全国 8 つの高等検察庁のトップ）は、法務事務次官より格上の地位にあり、俸給も高額である。

検事総長や検事長は、内閣が任命し、検事正（地方検察庁のトップ）等の他の検事は、法務大臣が任命する。検事総長や検事長の懲戒処分は内閣が行い、検事の懲戒処分は法務大臣が行う。

検察庁法は、検察官は 63 歳、検事総長は 65 歳で定年退官すると定め、任期延長の規定はなかった。

問題の発端は、元を辿れば内閣人事局の設置から始まる。

2014 年 5 月 30 日

内閣法改正により、内閣官房の部局として、内閣人事局を設置（人事局長は官房副長官の中から総理大臣が指名）。国家公務員の「幹部職員人事の一元管理」等を推進するとされた。

2016 年 9 月

法務省（当時の事務次官は稲田伸夫）は、当時法務省刑事局長だった林真琴を事務次官とし、当時法務省官房長だった黒川弘務を地方の高検検事長とする人事案を内閣官房に打診。

しかし、内閣官房は、これに同意せず、黒川弘務を事務次官にすることを求め、黒川が事務次官に就任。

内閣は、稲田伸夫を仙台高検検事長に任命。

2017 年 9 月

内閣は、稲田伸夫を東京高検検事長に任命。

2018 年 1 月

内閣は、林真琴を名古屋高検検事長に任命。

2018 年 7 月

内閣は、稲田伸夫を検事総長に任命。

2019 年 1 月

内閣は、黒川弘務を東京高検検事長に任命。

2019 年 9 月

河井克行衆議院議員が法務大臣に就任。

2019 年 10 月

河井案里の 2019 年 7 月参議院議員選挙の公職選挙法違反疑惑が報じられ、河井法務大臣は辞任。森まさこ参議院議員が法務大臣に就任。

2019 年 11 月

法務省は、黒川弘務東京高検検事長が 2020 年 2 月で 63 歳定年退官するため、次期検事総長予定含みで林真琴名古屋高検検事長を東京高検検事長とすることを内閣官房に打診。

しかし、黒川弘務を次期検事総長にしたい内閣官房は、これに同意せず。

このため、法務省は、慣例（検事総長は 2 年で辞職）により 2020 年 7 月に辞職予定の稲田伸夫検事総長に対し、黒川が 2020 年 2 月に定年退官になる前に稲田が辞職すること（これによって内閣は黒川を検事総長に任命できる）を打診。

しかし、稲田伸夫検事総長はこれに応じなかった。

2020 年 1 月

森法務大臣は、黒川弘務東京高検検事長の任期延長の閣議決定を内閣に求め、1 月 31 日、内閣は、黒川の 2020 年 8 月までの任期延長を決定（これによって稲田検事総長が慣例により 2020 年 7 月に退任すれば内閣は黒川を検事総長に任命できる）。

2020 年 3 月

内閣は、検察庁法改正案を閣議決定。検察官は 65 歳で定年退官とすること、検事長は 63 歳で検事になること、内閣は検事総長、検事長の任期延長を決定できること等の内容。元の改正案には、任期延長の規定はなかった。

2020 年 5 月

黒川弘務東京高検検事長の賭け麻雀問題の報道。

内閣官房と法務省は、協議し、黒川は「戒告」（内閣が行う懲戒処分）とはせず、「訓戒」（懲戒処分ではない）とすることとした。

内閣は、黒川の辞職を承認。

内閣は、林真琴を東京高検検事長に任命。

以上の時系列を見ると、検察庁法改正案の問題点が浮き彫りになる。

内閣が検事総長や検事長を任命することは、検察の民主的規制のために必要である。しかし、内閣が検事総長や検事長の個別の定年任期延長まで決定することは、検察庁人事へのバランスを欠いた介入となり、検察の独立性・政治的中立性を脅かして検察権行使に政治的な影響を及ぼす危険がある。

今回、内閣は、検察幹部として不適格な行為を以前から行っていた黒川弘務について、法務省の人事案に同意せず、2016年9月には黒川を法務事務次官にさせ、2020年1月には黒川を検事総長にしようとして検察庁法に規定のない任期延長を決定し、従来の法解釈を内閣が変更したと説明した。

このような不適切な人事決定を法解釈を変更してまで行ってきた内閣には重大な責任がある。

その責任は、まず内閣総理大臣に、次に内閣官房長官に、そして法務大臣に問われる必要がある。

検察庁法改正案の中の、内閣が検事総長や検事長の定年任期延長を決定できるとする規定が内閣の不適切な決定を認めてしまうものであることは、今回の黒川問題でも明らかになった。

検察庁法改正案のうち、内閣が検事総長や検事長の定年任期延長を決定できるとする部分は、削除しなければならない。

#### <団支部執行部より追記>

ご承知のとおり、検察庁法改正案に対してはSNSを中心に反対の世論が急速に広がり、安倍政権は成立先送りに追い込まれました。多くの団員もツイッター、ブログ、フェイスブック等で声をあげましたが、その中の一つ（本年5月27日付け井上幸夫団員による東京法律事務所ブログ<http://blog.livedoor.jp/tokyolaw/archives/1077465116.html>）を支部ニュースにも掲載させていただいた次第です。

## 2020年5月20日 幹事会 田村智子 日本共産党参議院議員報告

### 1 検察庁法改正問題について

#### (1) 採決見送りの成果を生んだ運動

検察庁法改正の採決が見送りになった。

この問題について、かつて経験したことのないような劇的な変化が国会の中で起きている。

SNSを通じ、圧倒的な世論がわずか1週間あまりで広がり、政府を動かした。採決見送り直前のネット番組は日曜日の夜9時半～11時過ぎという時間帯であるにもかかわらず、視聴者数は1万人を超えた。

採決見送りに追いやった動きの中で、山添拓参議院議員（団員）の役割は大きい。山添議員が国会質問やネット番組を通じて法案の問題点をわかりやすく指摘し、それが世間に広まった。弁護士議員の必要性を再認識した。

採決見送りは大きな成果であるが、引き続き、きちんと議論ができる内容の法案にして出し直すよう求めている。

(2) なぜここまで世論が広まったのか

SNS での広まりに関しては、芸能人・著名人による勇気を持った発信があったことが大きな要因であった。彼らが政府に抗議をした背景には、新型コロナで真っ先に収入が絶たれたにも関わらず、公演等への中止に対する補償さえ否定する政府への怒りがあるのではないかと。やるべきことを放置し、なぜ検察庁法なのかという素直な怒りが発信の背景にあったと思う。

さらにいえば、職員の遺書も公開されるにいたった森友問題、「桜を見る会」問題が土台にあった。公文書を改ざんする政府が、検察の捜査に介入するという構図が現実のものとしてわかりやすく見えたのだと思う。

2 新型コロナ問題における世論と野党が結びついた政策形成

実は新型コロナ問題の場面でも、世論によって政府が動かされた積み重ねがある。

10万円の一律給付も、世論によって実現したものである。持続化給付金も、政府は3月段階では「融資で」の一点張りだった。学生支援も「現行制度で」と言い張っていた。

後手に回っていた政府・与党を、この間、世論と野党が結びついた運動によって動かしてきたのである。

3 検察庁法改正問題後の国会

(1) 憲法問題

今では、コロナと関係ない問題も含め、平常通り国会での審理が進んでいる。その中には火事場泥棒的法案もあり、中でも見逃せないのが火事場泥棒的に憲法審査会を動かそうという動きである。自民党の幹事長は衆議院憲法審査会を開会するべきと動き、与党と結託しているように見える維新が、参議院の憲法審査会長の解任決議案までちらつかせて動かそうとしている。国民投票法の採決を狙う動きである。新型コロナ対策が大事な時期に世論が二分する憲法の問題はやるべきではない。

(2) 緊急事態宣言解除後の新型コロナ問題

新型コロナ問題について今焦点となっているのは、新規開業者への補償の問題である。彼らは現行の持続化給付金等の補償対象から外れている。他方で、実は今年は新規開業者が多い。オリンピックイヤーであり、政府も開業を支援していた。

すでに起こっている大量失業と雇い止めに対する対応も重要であり、この点は自由法曹団の弁護士とも情報交換を行いたい。

また、大企業の支援について、現在党内で議論中ではあるが、その必要性は否めない。しかしその目的を、雇用を維持し社会的責任を果たすためだと明確にしなければならない。支援を受けながら、大リストラを進めるようなことがあってはならない。

中小企業の倒産対策としては、ワクチン開発までの長期的構えで事業を支えるために、持続化給付金の「持続化」等を検討しなければならないだろう。

# 「9・1関東大震災朝鮮人犠牲者 追悼式典の開催」問題

## 「集会の自由を守ろう」「行政の公正・中立とは？」

宮川法律事務所 宮川 泰彦

(東京都は平穩に執り行われてきた集会に厳格な誓約書提出を求める)

1973年以来、都立横網町公園内に設置された関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑の前で朝鮮人犠牲者を悼み二度とこのような悲劇を繰り返させまいと毎年追悼式典が執り行われてきた。これまで何の問題もなく都から公園の占有使用許可を得て平穩に行われてきた。ところが都は今年の占有許可手続きにあたってはこれまでと違い、いくつもの占有許可の条件を提示し「許可条件が遵守できない場合、公園管理者の指示に従い、指示に従わなかったことにより次年度以降、許可されない場合があることに異存ありません」との誓約書の提出を求めている。

(これまでになかった右翼団体による9月1日の横網町公園占有使用状況)

右翼団体「そよ風」が2017年から関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典会場から20～30メートルしか離れていない場所で、朝鮮人犠牲者追悼式典と同時刻に「慰霊祭」なる集会を行っている。彼らは「不逞鮮人に日本人が虐殺された」、「日本人の濡れぎぬを晴らすよう闘う」等との訴えを朝鮮人犠牲者追悼式典の方へ向けたスピーカーから大音量で拡発散したり巨大な看板を公園利用者に見せつけるように立てかけるなどして9月1日の横網町公園の静粛、平穩を害している。

(朝鮮人犠牲者追悼集会に誓約書提出を求める理由はない)

朝鮮人犠牲者追悼式典実行委員会(以下当実行委員会と言う)は、都に対し、「集会に際し他の公園利用者の迷惑など、公園管理上支障となる行為を行わないこと」、「拡声器の音量設置の使用として当該参加者の方へ向けて設置し、必要最小限の音量とすること」等の都が求めてきた誓約条項について当実行委員会の集会で何か問題があったことがあるかを問うたところ、いずれも該当せず、当実行委員会の集会には問題はないとの回答がなされた。当実行委員会の公園使用許可申請にあたって、上記のごとき誓約書提出を求める立法事実は全くないのだ。

(根拠のない誓約書提出を求めることは、自由な集会運営を自粛させるおそれと呼ぶ)

当実行委員会が主催する追悼式典には都が示す遵守事項に触れるものは全くない。しかし、公園管理上新たに発生する事態につき都の指示に従わない場合は集会が不許可となる危険性がある。公園の管理上都が必要と判断した場合はその判断に従うことを誓約するものであって、都の顔を伺いながら集会続行を保持する方向へ向かってしまう危険性がある。都が求めた誓約書が独り歩きしてしまう危険性もある。

(都行政の公正・中立性との関係)

都は右翼団体「そよ風」主催の集会が公園の平穩を害しており、集会参加者間などでトラブルが生じる危険もあるので、上記誓約書の提出を求める。9月1日に公園内で集会を主催する団体に同様の誓約書提出を求めるのは行政の公正・中立から求められる、と都は言うのであろう。

(当実行委員会へ誓約書を求めることは、都行政の公正・中立に反する)

○ 大音量を拡散し、大看板を設置したりして「そよ風」集会は公園の平穏を妨げている。

都はそれぞれの集会の運営実態に沿った指示・指導を行うべきで、平穏に執り行っている集会にも同様な誓約書の提出を求めるのは実質不平等な取り扱いだ。

○ 「そよ風」集会の目標は、朝鮮人犠牲者追悼式典を中止に追い込むこと、朝鮮人犠牲者追悼碑の撤去にある。「そよ風」顧問の村田春樹氏は「我々の当面の目標は彼我両方の慰霊祭が許可されず（9月1日に公園内の都慰霊堂で行われる）秋篠宮両殿下の静粛な慰霊祭のみが執り行われること」との言葉にあるように、公園使用不許可により朝鮮人犠牲者追悼式典と追悼碑の消滅に狙いを明らかにしている。また都が誓約書の提出を求めたことについて、「そよ風」はブログで「理不尽とは言え、誓約書を書けば、今後、公園で、晴れてもう一つの慰霊祭の存在が認められたということです。小さい一歩とは言え、40年間反日左翼の言論空間だった公園が、両論併記となったのです。戦いは3年経ってようやく緒に就きました」と言うのである。

都が同じ誓約書の提出をそれぞれの集会主催者に求めるのは、「そよ風」の戦略に手を貸すことに他ならない。行政の公正・中立から大きく外れた措置だ。

（ヘイトスピーチ集団の運動に公共空間の使用を認められるのか）

「そよ風」は在日朝鮮人の排斥、在日朝鮮人にヘイトを加える活動を行っている在特会と共同している。9月1日横網町公園においてもヘイト発言や挨拶が行われている。そのような団体に公共の場である都立横網町公園の使用を許可することが許されるのか。

都はヘイトスピーチ規制をはじめ差別解消を目指す人権条例を制定・施行している。

実態を見つめよう。

## 9・1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典の開催につき不当な誓約書の提出を条件とすることを撤回し、占有許可を求める声明

自由法曹団東京支部は、自由法曹団（1921年創立、憲法と人権、平和と民主主義の問題にたずさわる弁護士が約2000名以上加入し、全都道府県で活動している団体）の東京支部として、都内の約460名の弁護士が結集している団体で基本的人権の擁護、平和・民主主義の発展を目指し、諸活動に取り組んでいます。

9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典実行委員会が毎年9月1日に開催している関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典につき占有許可の条件として提示した誓約書の提出要求を撤回するよう求めます。

### 趣旨

東京都は9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典の開催場所である東京都立横網町公園の占有許可申請に対して実行委員会に提示している占有許可の条件（「公園管理上支障となる行為は行わない」「（都の大法要と重なる時間は）拡声音量装置は占有しない」「（集会で使う拡声器は）当該参加者に聞こえるための必要最小限の音量とする」、「遵守されないことにより公園管理者が集会の中止等、公園管理上の必要な措置を指示した場合は、その指示に従います。また、公園管理者の指示に従わなかったことにより、次年度以降、公園地の占用が許可されない場合があることに異存ありません」との内容の不当な誓約書の提出を占有許可の条件とすることを撤回し、同委員会へ直ちに占有許可してください。

## 理由

本追悼式典は、関東大震災時に殺害された朝鮮人犠牲者を追悼するものであり、虐殺犠牲者を悼み、二度と繰り返すまいと誓うものです。朝鮮人が武装蜂起や放火をするといったデマで、自警団や軍隊、警察による殺傷事件が起き、中央防災会議の報告書は、朝鮮人らの虐殺犠牲者数を、震災死者数（約十万人五千人）の「1～数%」に当たると指摘しています。こうした悲劇を踏まえ、横網町公園に1973年、朝鮮人犠牲者追悼碑が建立され、40年以上追悼式が行われてきました。式典は毎年厳粛に静かに執り行われており、管理上の支障や混乱が生じたことは全くありません。

今回の都による異例の条件付与は、朝鮮人虐殺を否定する団体が2017年から追悼式と同時間帯に「慰霊祭」を開くようになったことがその要因であると考えられます。都は誓約書の提出を要求する理由として、2019年追悼式典の会場付近でトラブルが生じたことを挙げていますが、「不逞朝鮮人」などの言葉で犠牲者を貶め、静謐であるべき追悼の場を妨害する者の言動は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に定める不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）に該当することが明らかであり、このような団体と本追悼式典との双方に混乱の原因があるかのようにいう行政の対応は、本追悼式典を妨害する団体を不当に利するものというほかありません。

小池百合子都知事は、歴代の都知事が行ってきた式典への追悼文の送付を取りやめ、また、追悼碑にある犠牲者数などについてはさまざまな意見があると述べて明白な虐殺についても諸説あるかのような極めて消極的な姿勢を示しています。関東大震災の朝鮮人虐殺が事実であることは明白であるにもかかわらず、「虐殺否定論」に利する態度をとることは、悲劇を繰り返すまいと積み重ねてきた東京の追悼の歴史が、壊されてしまいかねないものと憂慮します。

自由法曹団東京支部は、東京都に対し、2020年9月1日関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典開催に関する主催団体の占有許可申請を直ちに受理すること、主催団体に提示した誓約書要請を撤回し昨年までと同様の占有許可を速やかに行うことを強く求めます。

2020年5月28日

自由法曹団東京支部

支部長 黒岩哲彦

## 教科書展示会に行きましょう～特に中学校

事務局次長 白根心平

教科書展示会自体は、毎年実施されているものですが、今年度については、前年度新たに検定を経た中学校用教科書が採択の対象となるため、法定展示会と連続する特別展示会が開催されます。

小学校、中学校、高等学校と続く教科書採択の取り組みのうち、今年は中学校の年であり、来年2021年度から使われる教科書を選ぶ大事な機会です。

各事務所においても、地域の諸団体と連携して会や団体を通じて教科書採択の取り組みを進めていると思いますが、まずは現物を見るということで教科書展示会に行きましょう。

都教委のホームページ（「令和2年度東京都教科書展示会の実施」で検索）に全都の自治体の展示会の会場と日程の一覧がアップされているので、ご覧下さい。コロナの影響で期間が短縮している会場もあるようで、ご注意下さい。



# 憲法かるた発売のお知らせ

城北法律事務所 片木 翔一郎

明日の自由を守る若手弁護士の会、通称「あすわか」が憲法記念日から販売開始いたしました「憲法かるた」。朝日新聞や『週刊金曜日』、女性誌『LEE』のサイトなど多数のメディアでご紹介いただいたおかげもあり、既に700個以上を販売し、早くも初回生産分がなくなりそうな勢いです(※もちろん無くなれば追加生産いたします)。聞くところによりますとお子さんの中にはもうすべての読み札を暗唱できるようになってしまったという猛者もいらっしゃるのか。まだ、「憲法かるた」をお持ちでない方はぜひともお買い求めください。

「うちですごそう」とは言ってもうちでできることは限られています。特に小さいお子さんのいらっしゃるご家庭では、そろそろできることはやりつくした、という頃ではないでしょうか。そんな皆さんに朗報です。明日の自由を守る若手弁護士の会、通称「あすわか」が、今年の憲法記念日に、おうちで遊びと学びを両立できる『憲法かるた』を発売いたしました。

## 1 『憲法かるた』とは

さて、今回発売された『憲法かるた』、日本国憲法の中から、ちびっ子にも分かりやすい50個の条文を選んで1条ずつ読み札・絵札にしました。あなたの好きなあの条文は入っているのでしょうか。読み札は、多くのあすわか会員が作成に携わりました。

イラストは、あすわかがお世話になっているイラストレーター、大島史子さんの描き下ろし。かわいくカラフルでお子さんが楽しめる



だけでなく、法律に精通している方がよく見るとニヤリとできるものになっております。さらに読み札のウラには、条文のミニ解説が書かれています。これなら遊んでいるときにお子さんから質問を受けても焦らずに済みますね(団員の皆様にはいらぬ心配ですが)。

スペースやコストの関係で条文そのものは載せられていませんが、憲法ビギナー向けの「最初の一步」としてお使いいただくアイテムということでご理解ください。慣れてきたら取った札の条文番号をそのまま点数にして競い合う追加ルールがおすすめです。最高得点の99条(憲法尊重擁護義務)を積極的に狙っていきましょう。

5月3日から販売を開始し、各種新聞にも取り上げられるなどご好評をいただいております。お申し込みは、下記QRコードから(1セット税込1,500円送料別途)。ぜひ遊んでみてください。



## 2 憲法ボードゲームもあるよ

ところで、昨年の憲法記念日には、憲法ボードゲーム『kenpo game～kenpo バリアで日本を守れ！』も発売し、多くの反響をいただきました。好調な売れ行きをみせ、団員の皆様からも、事務所や团支部総会などで楽しんでいるとうかがったりして、うれしく存じます。プレーヤー同士が競い合うのではなく、プレーヤー全員で勝利をつかみ取れるかどうか、という協力型ゲームです（子どもたちが勝敗をめぐってケンカしたり泣いたりしないところが地味にありがたい）。プレーヤー同士でどれだけ話し合い協



力し合えるかによって日本の明暗がかかっていて、なかなかのスリルと難易度があります。絶賛発売中ですので、まだ経験されていない方はぜひ「あすわか ボードゲーム」と検索して注文フォームにたどり着いて下さい！

# 5月幹事会議事録

## ※ 国会報告

2時30分から田村智子議員に検察法改悪案など国会情勢の報告をしていただきます

### 第1 国内外の情勢

#### 1 国際情勢

新型コロナウイルスの感染拡大に対する各国の対応

#### 2 国内情勢

##### (1) 緊急事態宣言

##### (2) 国会

##### ① 新型コロナウイルス対策

##### ② 検察庁方改正法案 強行採決阻止！！

##### ③ 種苗法改正法案

##### ④ 国家戦略特区法改正法案（監視システムによるまちづくりなど）

#### 3 東京都

##### ① 新型コロナウイルス対策

- ・副知事から出ているポストコロナの長期戦略について説明の必要がある

##### ② 東京都知事選（現状6月18日告示）

- ・かなり具体的な進展があったらしい（具体的な候補者は不明。間もなく名前が出る？）

- ・支部の声明について新婦人が共感

- ・朝日新聞の記者から、取材をして記事にしたいという電話もあった（そろそろ記事出る）

- ・呼びかけの集約は全体での申し込み、全体では400人弱しかいない
- ・今はネット上で申し込みができるからこのツールを生かすべき

## 第2 今後の取組と検討事項

### 1 憲法・平和

#### (1) 検察官勤務延長問題弁護士共同アピール

#### (2) 「桜を見る会」告発状

東京支部の集約は今日で160、団員だけだと580

現在600人以上の告発という形にはなりそうとのこと

明日の記者会見は、第2次集約もあるので、広げていけるだろう

#### (3) 自衛隊員募集名簿協力問題

23区、市町村の情報集約状況、江東区はまだ（催促中）

6月中にはリリースできるようにしたい

#### (4) 憲法問題 2021年度の東京支部の企画検討

### 2 労働

#### (1) コロナ問題 緊急労働相談ホットライン 5月16日（全労連）

ラパスの7階でやって、7件くらいしかこなかった、ただ出された問題は切実だった

足立の相談会は18件（法律相談は1件だけ、借家と連帯保証）圧倒的に多かったのは業者さん、持続化給付金について

### 3 都知事選挙

#### (1) 「小池都政の転換を」の呼びかけ人に まだ400人弱

欠点はさせるが、ポストを示すのが大変

#### (2) 野党の共闘で都知事選挙を（立憲民主、国民民主、共産、社民、生活者ネットの5党・会派）

### 4 刑事弾圧

#### (1) コロナ外自粛の違法な職務質問の実態～東京支部に情報集約を

具体的な相談や事案はない

パチンコ屋に対して、警察官がまだやっているのか、と要請にきたケースがあった（結局しめた）

### 5 支部運営

団支部MLへの参加を促した

### 6 8月サマーセミナー実施

#### (1) 講師への依頼

植野先生、白井先生、中野晃一先生、経済学の先生、内田樹先生、浜矩子先生、ワクチンに詳しい先生等、何人も挙げられたが、決まらなかった

#### (2) 実施方法の検討～宿泊部屋、会議室など

ZOOM 併用にする

国会情勢については山添先生、医療崩壊についてとか

熱海は東横インしかない？（会議室はあるが夕食が難しい）、となると箱根？、詳しくは事務局会議で詰める、佐藤幹事長時代に山梨県の施設を使ったことがある（湯村温泉）

### 7 次回幹事会について（6月25日（木）午後2時～）

団本部と調整する→団本部が使用するので別途会場を決める

<当面の日程>

【7・5都知事選挙 変えよう東京】

日時：6月3日（水）18時開会／会場：日本教育会館一ツ橋ホール

内容：都知事選挙に向けての取り組み、野党各党のご挨拶

主催：呼びかけ人会議／備考：入場者制限あり、YoutubeでのLive中継あり

【日米安保発効60年 軍事同盟に代わる平和の枠組みを考える集い】

日時：6月10日（水）18時～20時30分／会場：全労連会館2階ホール

内容：講演 渡辺治・一橋大学名誉教授「憲法と安保―軍事同盟に代わる平和の枠組みを」他

主催：安保破棄中央実行委員会／備考：入場者制限あり・先着順で参加受付中、ネット中継検討中

【「武器」よりいのちと生活を！―安倍改憲発議NO！ 憲法が輝く東京へ 変えるのはあなた―】

日時：6月15日（月）18時20分～20時（18時開場）

会場：としま区民センター・多目的ホール

内容：講演 五十嵐仁さん（法政大学名誉教授・「市民と野党の共闘で都政の転換を」呼びかけ人会議・呼びかけ人）、小森陽一さん（九条の会事務局長・東京大学名誉教授）、都知事候補者（予定）

主催：九条の会東京連絡会

備考：参加費一般1,000円、学生500円、障がい者手帳・生活保護受給者証をお持ちの方は無料

全国弁護士グループの先生と職員のおさまでお守りします！

### 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

#### 主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合等があります。
- 国内外や業種中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

#### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の補償障害等級に達したときにより就業不能も補償**します。

##### <月給保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、補償期間1年、保険期間1年、補償障害等級補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

| 対象期間<br>満年齢 | 1年    | 2年    |
|-------------|-------|-------|
| 満25～29歳     | 820   | 1,000 |
| 満30～34歳     | 1,010 | 1,250 |
| 満35～39歳     | 1,260 | 1,640 |
| 満40～44歳     | 1,570 | 2,110 |
| 満45～49歳     | 1,880 | 2,550 |
| 満50～54歳     | 2,170 | 3,010 |
| 満55～59歳     | 2,300 | 3,240 |
| 満60～63歳     | 2,420 | 3,430 |

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

#### 【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最长70歳まで長期に補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- 所定の補償障害等級に達したときにより就業不能も補償**します。 ※悪悪22歳
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価増価率の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<月給保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、補償障害等級補償特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

| 支払対象外期間<br>満年齢 | 372日型 |       | 737日型 |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
|                | 男性    | 女性    | 男性    | 女性    |
| 満25～29歳        | 994   | 875   | 950   | 843   |
| 満30～34歳        | 1,084 | 1,164 | 1,019 | 1,109 |
| 満35～39歳        | 1,342 | 1,712 | 1,253 | 1,636 |
| 満40～44歳        | 2,028 | 2,786 | 1,886 | 2,646 |
| 満45～49歳        | 3,050 | 4,132 | 2,844 | 3,887 |
| 満50～54歳        | 4,669 | 5,866 | 4,294 | 5,442 |
| 満55～59歳        | 6,370 | 7,012 | 5,702 | 6,303 |
| 満60～63歳        | 6,956 | 6,593 | 5,731 | 5,454 |

大本営案内は既発のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

##### <取次代理店>

株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 南青山ビル3F  
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）  
（受付時間：平日の午前9時30分から午後5時まで）

##### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務員特約 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0180  
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（2018年08月18日、平成30年11月6日）